

臨時職員雇用等管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会（以下、「この法人」という。）に勤務する臨時職員の雇用等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則およびこれに付属する諸規程等に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(任用)

第2条 会長は、雇用期間を1年を超えない期間で臨時職員を雇用することができるものとする。ただし、会長がさらに雇用の必要があると認めるときは、再度更新することができる。

2 雇用予定期間の満了により、退職した者を再び雇用しようとするときは、2カ月を経た後でなければならない。

(賃金)

第3条 臨時職員に支給する賃金は、次のとおりとする。

(1) 基本賃金 所定の労働に対する時給制とし、その額は雇用契約書に記載する。

(2) 付加賃金 時間外勤務割増賃金及び休日勤務割増賃金

(3) 通勤手当 通勤手当相当分の賃金

2 退職手当は支給しない。

(勤務時間等)

第4条 臨時職員の勤務時間については、午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、その間に60分の休憩時間を置くこととし、その時限は業務の実情に応じて、会長が定める。（職務の遂行）

第5条 臨時職員は、この法人のこの規程及び諸規程を遵守し、上司の指示に従い誠実にその職務を遂行しなければならない。

(職務に専念する義務)

第6条 臨時職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを、職務遂行のために用い、職務に精励しなければならない。

(禁止行為)

第7条 臨時職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この法人の名誉や品位を傷つけ又は利益を害すること。
- (2) 業務上知り得た機密を他に漏らすこと。その職を退いた後もまた同様とする。
- (3) この法人の秩序又は職場の規律をみだすこと。
- (4) 会長の承認を得ないで営利を目的とする他の業務に従事すること。
- (5) この法人の許可を得ないで、職務以外の目的で、この法人の設備、機械器具その他の物品を使用すること。
- (6) 職務に関し他から金品の贈与等の利益を受けること。
- (7) その他不正と認められる行為。

(福利厚生)

第8条 雇用予定期間により、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に加入させるものとする。

(補則)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議を経て定める。

附則

- 1 この規程は、平成24年11月20日より施行する。
- 2 平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日)については、第1条の「公益社団法人全国子ども会連合会」を「社団法人全国子ども会連合会」と読み替える。